

【介護報酬改定の概要】

(介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション)

○ 運動器機能向上加算

理学療法士等を中心に、看護職員、介護職員等が共同して利用者の運動器機能向上に係る個別計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合の加算を創設。

運動器機能向上加算(新規) \longrightarrow 225単位/月

○ 栄養改善加算

低栄養状態にある者又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士が、看護職員、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合の加算を創設。

栄養改善加算(新規) \longrightarrow 100単位/月

○ □ 口腔機能向上加算

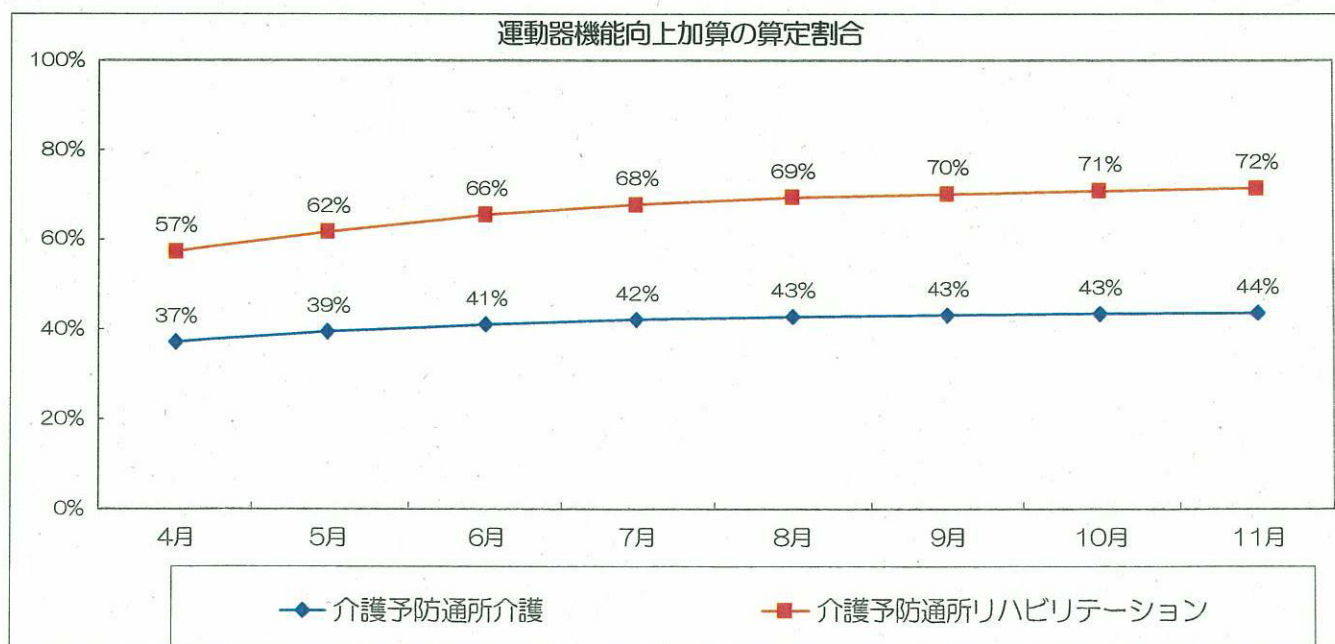
口腔機能の低下している者又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合の加算を創設。

口腔機能向上加算(新規) \longrightarrow 100単位/月

【介護報酬改定後の動向】

○ 介護予防通所介護における運動器機能向上加算の算定割合は、(平成18年4月)37%から(平成18年11月)44%に推移。

○ 介護予防通所リハビリテーションにおける運動器機能向上加算の算定割合は、(平成18年4月)57%から(平成18年11月)72%に推移。



注) 算定割合は、各事業所のサービス件数に対する各加算の件数の割合である。

*介護給付費実態調査(平成18年度毎月サービス提供分)